

○ 家を新築されるとき

大町町で新規に水道を設置するかたは、下記の申請が必要（業者代行可）です。

また、新設負担金（加入金）等の納入が必要です。新設負担金（加入金）等の額は下記のとおりです。給水装置工事申請書等と同時に納めていただきます。

申請書

- ・給水装置工事承認申請書
- ・給水（閉栓／開栓）届

※上記の書類は、「各種申請書」上水道関係にあります。

新設負担金（加入金等）一覧表

（単位：円）

口径別負担金	新設負担金 (消費税 8%含む)	設計審査及び竣 工検査手数料	開栓手数料	合 計
課税区分	課税	非課税	非課税	—
口径 13mm	54,000	5,000	600	59,600
20mm	108,000	5,000	600	113,600
25mm	162,000	5,000	600	167,600
30mm	216,000	5,000	600	221,600
40mm	432,000	5,000	600	437,600
50mm	1,080,000	5,000	600	1,085,600